

上田しんきん さつき会 同期会 会則

1. この会則は「上田しんきんさつき会」会則第5条に基づき、同期会の組織、運営等について定めるものとする。
2. 同期の区分けは入庫年度別に次のグループとする。
 - (1) 1期会 昭和37年度までの入庫者
 - (2) 2期会 昭和38年度～昭和43年度入庫者
 - (3) 3期会 昭和44年度～昭和49年度入庫者
 - (4) 4期会 昭和50年度～昭和55年度入庫者
 - (5) 5期会 昭和56年度～昭和61年度入庫者
 - (6) 6期会 昭和62年度～平成4年度入庫者
 - (7) 7期会 平成5年度～平成10年度入庫者
 - (8) 8期会 平成11年度～平成16年度入庫者
 - (9) 9期会 平成17年度～平成22年度入庫者以後6年単位でグループをつくるものとする。
3. 同期会の開催は原則として3年に1回以上開催する。
4. 同期会には次の役員をおく。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 会計 1名2) 役員任期は3年とする。但し再任を妨げない。
5. 同期会の役員選出は次のように定める。

同期会の会長は、各同期会の総会において会員の中より選出する。

 - 2) 同期会の副会長、会計は、同期会の会長が委嘱する。
 - 3) 同期会の会長、副会長、会計は、本会の幹事として推薦を受ける。
 - 4) 同期会の会長、副会長、会計に欠員を生じた場合は、同期会の会員の中から補充し、任期は前任者の残任期間とする。(副会長、会計に欠員を生じた場合は会長が、会長に欠員を生じた場合は副会長が役員補充の任にあたる)
6. 会長は同期会を代表する。また、他のグループ会長との連絡を密にし、同期

会総会開催日程等の調整を行う。

- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理するとともに、同期会の運営を担当する。
- 3) 会計は同期会の運営費、その他金銭の出納を行う。

6. 同期会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってあてる。会費は同期会を開催する際に必要に応じてその都度参加会員より徴求する。

付 則

本会則は平成4年6月6日から実施する。

平成27年11月7日 改正。